

平成22年第4回定例会採択請願・陳情要旨

陳情第12号

(仮称)稲毛海岸5丁目1敷地計画新築工事に関する陳情

千葉市美浜区稲毛海岸5丁目1敷地に、建築主である野村不動産株式会社、設計者及び施工者である株式会社長谷工コーポレーションが計画している共同住宅(地上14階425戸)の建設が進んでおります。

6月22日に突然、計画概要が各家庭のポストに投函され、6月29日、7月3日と各家庭に説明に来ましたが、不在家庭や合意できない住民には誠意を見せず、全体に対する説明会を尋ねると「開催予定はない」と言われました。

7月13日付の市長への手紙にて確認したところ、「建築主へ誠意を持って話し合うよう伝える」と回答があり、計画概要が投函されてから2カ月後の8月22日に説明会が開催されましたが、誠実かつ納得のいく説明、回答がいただけないどころか「建つ」と断言されました。

9月上旬に建設着手予定にもかかわらず、現状では2回目の説明会さえも未定となっており、納得のできないまま9月を迎えてしまいました。

現状の建設内容では、ゼファー稲毛海岸クリスタルの住民に対して、1、高層建築物の建設によるビル風の悪化、2、駐車場の走行音や受水槽の稼働音等による騒音被害、3、駐車場から排気ガスが吹き込むことによる空気汚染、4、計画されている共同住宅からバルコニーを目視できてしまうことによるプライバシーの侵害、5、12月に10時から15時まで一部の住居が日陰になるなどの日照権の侵害、6、日照障害による歩道などの凍結のおそれ、7、生活環境の悪化を理由とした転出者の増加によるマンションの資産価値の低下、8、14階建てのマンション及び5階建ての自走式駐車場の建設による眺望の侵害などの被害の可能性があるにもかかわらず、納得のできないまま建設に着手されてしまいます。

私たちは建設を反対するのではなく、良好な近隣関係を結びたく配慮を求めため、下記事項を陳情いたします。

- 1 相互に話し合い、合意し、工事協定を締結するまで強行着工しないよう、また、誠意ある対応、説明を行うよう指導すること
- 2 建設内容を変更するよう指導すること
- (1) 専門の調査会社に委託し、風洞実験、数値シミュレーションによるビル風の調査結果を提示し、結果に基づいた被害の少ない・出ない距離に建てること
- (2) 走行音、排気ガス、光害を最小に抑えるため、低層の機械式駐車場などに変更すること
- (3) 圧迫感をなくし双方の住民のプライバシーを守るため、当マンションと平行しないよう建設すること
- (4) 高さ・当マンションからの距離などを変更し、住宅地区同等の日照時間を確保すること
- (5) 騒音被害を緩和するため、受水槽の位置を変更すること
- (6) 訪問客などの路上駐車、迷惑駐車を防ぎ、周辺住民とのトラブルや事故を防止するため、駐車場、駐輪場を総戸数以上設けること
- (7) 歩道通行者が感じる圧迫感を緩和し、安全を守り、周辺住民みんなで楽しめる緑をふやすため、歩道側に緑地を設けること